

令和7年度  
第1回東京都森林審議会  
議事録

令和7年12月18日(木)

都庁第一本庁舎33階・特別会議室N6

(対面+オンライン会議)

午前10時27分開会

【光辻統括課長代理】 定刻前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから令和7年度第1回東京都森林審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を頂き、誠にありがとうございます。

私は、本審議会の進行を務めます産業労働局農林水産部森林課の光辻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、現在、審議会委員総数14名中、その過半数を超える13名の委員にご出席いただいております。東京都森林審議会運営要領第5の第1項の規定により、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、先にお送りしてございます資料について改めてご案内いたします。まず、次第、委員名簿、座席表、運営要領、配付資料一覧でございます。続きまして、議案の資料ですが、資料1から資料6でございます。お手元におそろいでしょうか。不足などがございましたら事務局までお申しつけください。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、農林水産部長の榎園よりご挨拶申し上げます。

【榎園農林水産部長】 皆さん、おはようございます。ただいま紹介いただきました東京都産業労働局農林水産部長の榎園でございます。着座にて失礼いたします。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より東京都の森林・林業行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の審議会は、東京都の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じました森林整備や保全の目標などを定める重要な指針でございます。多摩地域森林計画の樹立に関する諮問が議題となっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、東京は総面積の約4割を森林が占める世界でもまれな大都市でございます。その森林は木材を供給するほか、水源の涵養や土砂災害の防止など、多面的な機能を有してございます。こうした機能を十分に発揮させ、健全な森林を次世代に引き継ぐには、適切な森林の管理、育成が必要でございます。そのため都は、スギ、ヒノキを伐採し、花粉の少ないスギなどに植え替える花粉の少ない森づくりを推進しつつ、林業に従事する人材の育成や先進林業機械の導入によりまして、生産性向上に取り組み、林業の振興も図っているところでございます。

また、今年度から、森林の所有者を調査・特定し、境界確定、伐採につなげていく、これに行政が積極的に関与していく全国的にも珍しい取組を開始いたしたところでございます。山林の荒廃が進まないよう、林道整備にも力を入れ、さらに伐採を加速し、森林の循環を促進してまいります。

また、最近では、シカやサルや、最近は本当にクマの問題、あるいは森林火災、あとは、10月に八丈町で繰り返し起こった台風で山の木が根こそぎ倒れているとか、そういったことで森林のほうも注目を浴びております。そうした視点も含めまして、今後とも森づくりの推進に対します皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【光辻統括課長代理】 次に、ご出席の委員の方々及び都の幹部職員を紹介いたします。お手元の委員名簿をご覧ください。名簿の順にご紹介いたします。

石山委員でございます。

【石山委員】 石山です。どうぞよろしくお願いいたします。

【光辻統括課長代理】 金子委員でございます。

【金子委員】 金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【光辻統括課長代理】 加用委員でございます。

【加用委員】 加用です。どうぞよろしくお願いいたします。

【光辻統括課長代理】 木村委員でございます。

【木村委員】 木村です。どうぞよろしくお願いいたします。

【光辻統括課長代理】 庄司委員でございます。

【庄司委員】 庄司でございます。よろしくお願いいたします。

【光辻統括課長代理】 白石委員でございます。

【白石会長】 白石でございます。よろしくお願いいたします。

【光辻統括課長代理】 園原委員でございます。

【園原委員】 (黙礼)

【光辻統括課長代理】 堀田委員でございます。

【堀田委員】 (黙礼)

【光辻統括課長代理】 前田委員でございます。

【前田委員】 前田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【光辻統括課長代理】 師岡委員でございます。

【師岡委員】 師岡でございます。よろしくお願いいたします。

【光辻統括課長代理】 山崎委員でございます。

【山崎委員】 山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【光辻統括課長代理】 山下委員でございます。

【山下委員】 (黙礼)

【光辻統括課長代理】 吉本委員でございます。

【吉本委員】 (黙礼)

【光辻統括課長代理】 また、中嶋委員につきましては都合により欠席となっております。続きまして、都の幹部職員を紹介いたします。

ただいまご挨拶をいたしました産業労働局農林水産部長の榎園でございます。

【榎園農林水産部長】 改めまして、よろしくお願いいたします。

【光辻統括課長代理】 森林課長の鑑でございます。

【鑑森林課長】 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【光辻統括課長代理】 それでは、これから議事に移りたく存じます。

これからの議事進行につきましては白石会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【白石会長】 このたび森林審議会の委員に就任いたしまして、会長を拝命いたしました白石でございます。審議が滞りなく円滑に進みますよう、皆様のご協力を頂きたい、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、審議会運営要領第6の第2項の規定に基づき、議事録署名委員を指名したいと思います。今回の議事録署名委員は加用委員、木村委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【白石会長】 それでは、議事録の確認、署名をよろしくお願いいたします。

次に、審議会の公開についてですが、審議会運営要領第7の第1項では、当審議会が公開が原則となっておりますが、今回、傍聴の申込みはございませんでした。

続きまして、知事からの諮問について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【鑑森林課長】 鑑でございます。諮問文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。諮問文につきましては配付資料の資料1にございますので、ご確認をお願いいたします。

下記事項について、森林法（昭和26年法律第249号）第6条第3項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

令和7年12月4日

東京都知事 小池百合子

記

- ・地域森林計画の樹立について

別添多摩地域森林計画書（案）のとおり

（計画期間：令和8年4月1日～令和18年3月31日）

【白石会長】 ただいま知事からの諮問をお受けいたしました。

議事の進行については、まず、議案の説明を全て受けた後、質疑応答を行うこととします。

それでは、議案の説明を事務局よりお願いいたします。

【鑑森林課長】 「多摩地域森林計画書（案）」についてご説明を申し上げます。

まず、森林計画制度についてのご説明です。資料2「森林計画制度の体系」をご覧ください。赤く囲ってございます部分が今回の審議いただきますところでございます。都道府県が定める地域森林計画でございまして、その上位計画に国が定めます全国森林計画が位置づけられております。この全国森林計画に即し、5年ごとに10年を1期とする計画が地域森林計画になります。今年度は多摩地域森林計画の樹立のタイミングでございましてことから、本会に諮問をしております。

次に、資料3「縦覧及び関係機関への意見照会の結果」をご覧ください。「多摩地域森林計画書（案）」の縦覧及び関係機関への意見照会は、地域森林計画の樹立の際、森林法第6条第1項に基づきまして30日間の縦覧を実施し、この縦覧の期間が満了しましたら、第3項に基づきまして関係市町村長及び関係森林管理局長などの意見を聞く必要がございます。縦覧期間中、計画書（案）に対します意見申立てはございませんでしたけれども、関係市町村及び国の各機関に対する意見照会におきましては、語句の修正など、幾つかご意見を頂戴いたしましたので、計画書（案）に反映してございます。

続きまして、計画書（案）についてご説明をいたします。

審議会に先立ちまして、委員の皆様には事前に資料をお送りし、ご意見、ご質問を頂戴しました。並行しまして、林野庁に事前の協議も行いまして、意見を頂いております。お手元の計画書（案）には皆様からのご意見、ご質問、林野庁からの意見を反映してございます。

皆様からの意見等につきましては資料4「意見・質問事項と回答」に取りまとめております。左の欄にご意見、ご質問、右の欄に都の回答を記しております。

また、前回の計画からの主な変更につきましては資料5にまとめさせていただいております。

これから資料6をご覧くださいながら進めてまいりますけれども、委員の皆様から事前に頂きましたご意見、ご質問を受けての修正、林野庁の意見による修正は赤字で表示しております。

それでは、資料6「多摩地域森林計画書（案）」の17ページをお開きください。また、資料5の2枚目に増減の比較表がございますので、こちらも併せてご覧ください。多摩地域森林計画の対象区域につきましては、前回の令和2年度に設定されました計画区域に対しまして、令和7年3月31日までの面積の増減を反映させた結果、前回より面積は14.37ヘクタール減少しております。8市町村におきまして面積の増減が見られ、中でも、1か所当たり1ヘクタール以上の変更がありました部分について3件ございますけれども、ご説明をいたします。

1件目は、日の出町におきまして、森林整備のための編入による森林の増加、また、森林外への転用及び保安林の解除に伴う除外によりましての減少がございました。差引きをいたしまして、日の出町におきましては2.59ヘクタール減少しております。表には記載してございませんが、森林外への転用では、1.89ヘクタールが太陽光パネルの設置に現在活用されているところです。

2件目は、稲城市におきまして、森林外への転用に伴う除外によりまして5.42ヘクタール減少しております。当該地は、市のマスタープランに基づく土地区画整理事業によりまして、住宅用地として現在使われております。

3件目は、調布市におきまして、保安林の解除に伴います除外がございました。3.07ヘクタール減少しております。現在、当該地は都立公園、社寺林として活用がなされております。

面積の変更につきましては以上でございます。

ここからは、委員の皆様のご意見などを受けまして修正しました箇所についてご説明を申し上げます。資料4にまとめました順でご説明しますので、資料6「多摩地域森林計画書（案）」につきましては行ったり来たりしますことをあらかじめ申し添えます。よろしくお願いたします。

まず、木村委員、園原委員から、

“「生長」という漢字について、「生長」ではなくて、「成長」ではないですか。”

というご意見を頂きました。文部科学省の「学術用語集」を確認いたしまして、以前は植物には「生長」を使い、動物には「成長」と使い分けておりましたが、改訂を経て、現在は「成長」に統一されておりました。このため、本計画書（案）でも「成長」に修正をしております。

次に、38ページをお開きください。木村委員から、

“クマによる人的被害について記載を加えたほうがよいのではないか。”

とのご意見を頂いております。6の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項の（3）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針におきまして、人身被害防止対策等の啓発や支援など、林業就業者の労働環境の部分で新たに追加をさせていただいております。

次に、園原委員から、

“現在、人工林の8割が高齢林であるが、森林整備に関する事項に具体的な取扱いの記載はほぼ書かれていない。今後、高齢林を生産林または保全林として機能を発揮する場合、具体的な指針、整備について言及があってもよいのではないか。”

というご意見を頂戴しております。こちらについては、特に文言の修正ということではございませんけれども、高齢林の扱いにつきましては、多摩地域については急峻な地形が多くございまして、大径木になりますと搬出が困難となり、加えまして、倒木などのリスクも高まることから、都としてはそうなる前に伐採を進めていく必要があると考えております。今回の計画書（案）の中には大径木に関する詳細な記載はしておりませんが、せっかく頂いたご意見でございますので、今後の取扱いについて検討をさせていただきます。

次に、24ページをお開きください。堀田委員から、

“前計画で、2の造林に関する事項の前にシカによる食害に関する記載があったと。今回はその記載がなくなっているが、シカの被害は低減したのですか。”

というご質問を頂きました。前計画の樹立時には、奥多摩町の多摩川北岸域にシカの被害

が限定されていたのですが、現在は多摩地域全域でシカの被害が発生していることから、本計画では特出しせず、記載をしておりません。しかし、42ページの3、鳥獣害の防止に関する事項におきましてニホンジカの被害防止に関しての記載をしております。

次に、44ページをお開きください。こちらも堀田委員からでございます。

“林野火災の予防の方針について、「森林巡視を適時適切に」とあるが、具体的な方策、実効性の評価など、何か情報はあるのですか。”

というご質問を頂きました。44ページの文章につきましては東京都の現状に合わせて内容になっております。林野火災は都の環境局が窓口になっておりますので、環境局におきまして、林野火災予防のポスター掲示による広報活動、また、森林保全巡視員が、都レンジャーが兼業しておりますけれども、巡視の活動を行っているところでございます。

次に、白石会長から、

“今後10年間で森林所有者の世代交代が進み、森林所有者の相続登記の問題がますます発生していくでしょう。境界明確化の推進、所有者の責務の普及啓発について、何か記載できないでしょうか。”

というご意見を頂きました。

これを受けまして記載を加えましたので、まず、12ページをお開きください。12ページのカ、森林施業の共同化及び合理化に関する事項の5行目になりますけれども、「明確化」の前に「森林所有者及び境界の」という文字を加えさせていただきました。

次に、39ページをお開きください。（6）にその他必要な事項がございますけれども、こちらに5行目以降の文章を加えております。森林所有者の責務について普及啓発を図り、認識をしてもらうとともに、東京都としても、今年度から開始しました伐採を促進するための契約合意支援事業というものがございますけれども、こちらを進めていきまして、所有者、境界の明確化に向けた支援を行っていくということを記載しております。

次に、すみません、随分戻りますが、6ページをお開きください。山崎委員から、

“主伐の材積について、記載には「林業採算性の低下に伴う森林所有者の経営意欲の減退等から民間で依然低調な生産活動が続いている」とあるけれども、林道の開設の遅れによって搬出できないことも経営意欲の減退につながるのではないか。”

というご意見を頂きました。東京都の主伐事業によります計画量に対しまして約91%の実績が確保されておりますので、あえて「林業採算性の低下に伴う」という文章を書く必要はないと考えまして、削除をしてございます。また、人工造林の実行結果につきましても

同様の文言は削除させていただきました。

次に、38ページをお開きください。こちらは山下委員からのご意見でございます。

“(5)のアについては一文が長くて読みづらいと感じます。二文以上に分けてはいかがでしょうか。また、この内容に関連して、出口を安定的に確保する上でも流通・加工部分は非常に重要です。特に首都を抱える消費者の地元であることから、流通・加工だけではなく、最終消費者に近い木材利用部門についての言及もあってよいのではないのでしょうか。”

というご意見を頂戴いたしました。文章は確かに長過ぎましたので、2つに分けさせていただきます。また、文言も修正をさせていただきます。

山下委員からはほかにもございまして、

“都の森林政策の方針として、「森づくり推進プラン」でも収益性の高い林業経営、国産木材の需要拡大を目標に掲げているということで、間伐材のさらなる有効活用についても推進すべきではないでしょうか。”

というご意見を頂戴いたしております。こちらは文言修正ということではございませんけれども、間伐材の利用につきましては東京都としても重要な課題と捉えてございます。都は間伐材の搬出の補助を既に実施しているところでございますけれども、今年度から、新規の事業になりますが、作業道の作設、また、搬出をするための林業機械の導入、こうした補助をセットにした手厚い事業を新たにやっております、搬出間伐を支援する事業を鋭意進めているところでございます。

次に、またすみません、6ページにお戻りいただいております。加用委員より、  
“イの評価の内容について二、三行で簡単に記載されているけれども、もう少し詳細に示したほうがよいのではないかと。特に、計画量に対し未達成であった項目、計画量を大きく上回った項目について、より詳細な理由を示してはどうか。前計画に対する達成状況、その要因の分析及び説明というものは都民に対しても重要だと考えます。また、新しい計画に対しても同様です。”

というご意見を頂戴しております。なかなか書き切れないところもございまして、加用委員のご意見を踏まえまして、次期の地域森林計画におきましては理解しやすい内容にするため検討を進めていきますので、委員の皆様にはぜひご指導、ご鞭撻を賜りたいと存じます。よろしくお願いたします。

次に、38ページをお開きください。こちらにも加用委員からでございます。

“イの未利用木質資源の有効利用の推進ということで2行で記載されているけれども、エネルギーの利用形態とマテリアル用途など、具体的な方針を示してはどうか。”

というご意見でございました。今後、建築用材に利用されるA材以外の利用につきましては、現状、どのように都内で流通しているか、あるいは都外に出ているかという把握調査を行わせていただきまして、エネルギーの利用などの可能性も踏まえまして検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、雑駁ではございますが、議案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**【白石会長】** ただいま事務局より諮問内容についてご説明いただきました。

何かご意見やご質問がございましたら伺いたいと思います。オンライン会議で参加されている委員の方につきましては、ミュートを解除して一声お声がけの上、挙手していただき、指名されましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

堀田委員、どうぞ。

**【堀田委員】** 計画書（案）の41ページに関して、土地の形質の変更に当たって留意すべき事項のEに太陽光発電施設に関する記載があって、オに盛土に関する記載があるのですが、最近の千葉県の鴨川のメガソーラーとかの事例を見ますと、太陽光発電施設を設置するに当たって谷埋め盛土が問題になっていたりするわけです。この計画書（案）だとEとオがそれぞれ独立して扱われているのですが、関連して問題になるようなケースもあるかなと思うのですが、東京都ではその辺りはどうでしょうか。太陽光発電施設の設置に伴って、同様に盛土などが問題になるようなケースというのは考えられるでしょうか。

**【鑑森林課長】** 考えられないかという、そうではないと思うのですが、盛土に対しましては、東京都におきましても都市整備局を中心にいたしまして、関係局が、特に多摩地域の山林内で違法な動きがないかとかいうところについては、実は都民の皆様からの情報も巻き込んで、協働してやっているところでございます。切土よりも盛土が危ないということは各局が認識しているところでございまして、また、太陽光パネルにつきましても、今回、1件の申請があり、環境局のほうで許可をし、森林から除外されたところでございますけれども、これにつきましても途中で変更の申請許可ということを行ってございまして、できるだけというか、現場に崩れてこないように安全な対策をするようにということで、各局がそれぞれ指導をしているところでございます。この辺の書きぶりについて、もし堀田委員から次期計画について何かお知恵がございましたら、ぜひ今後ともご指導い

ただけますと幸いです。

【堀田委員】 今の質問というのは、事前の質問には間に合わなくて、追加で質問をさせていただいて、昨日の夜ですかね、ご回答を頂いていた内容なんですけど、そのご回答の中では、東京都は基本的には全域が盛土の規制がかかるところ、宅地が特定盛土で建たれるところで、東京都に関しては、太陽光発電施設を設置するに当たって、もし盛土をするのであれば自動的に盛土規制法でのチェックもかかるので、恐らく千葉県で起きているようなことは東京都では起きないだろうという回答を頂いたので、ちょっと質問をさせていただいたのですが、そういう意味では問題はないだろうというふうに思っております。

分かりにくかったかもしれないですが、私からは以上です。

【鑑森林課長】 堀田委員、すみません。ちょっと今聞き取りにくかったのですけれども、何かおっしゃったような。

【堀田委員】 都は宅地造成に係る盛土か、もしくは特定盛土に規制が全てかかっているもので、太陽光発電施設を設置するに当たって問題があるような盛土は起きないというご回答を頂いていました。

【鑑森林課長】 ありがとうございます。

【白石会長】 確認ですけれども、林地開発許可はたしか1ヘクタールという基準があったと思うのですが、メガソーラーの場合には0.5ヘクタールというより厳しい面積基準がありますよね。その基準を満たしていれば申請が上がってくる可能性があるということなんです。

【鑑森林課長】 そうですね。申請は上がってくると思います。それに対してしっかり法令の許可のとおり対応していくということで、堀田委員のおっしゃったとおりでございます。

【白石会長】 ほかに委員の皆さんからご意見、ご質問がありましたら発言をお願いいたします。

木村委員、どうぞ。

【木村委員】 直接今回の計画にはまだ影響はないのかなというふうに思っているのですが、10年間の計画の中で今後の法律がどういうふうな形になっていくかは分かりませんが、現在、実は「登山道法を考える」というグループがありまして、いわゆる登山道を整備しましょうということなんです。何かがあったときに、所有者のところに整備しなさ

いという話が出てくる可能性もあるので、現状、例えば尾根道があるところは、ほとんど多分、尾根の真ん中が境界線になっていると思うのです。そのところに登山道法が施行された場合にそういったものがどうなってくるのかということは全然まだ見えないのですが、そんな対応をしているグループがありまして、その話を聞いたことがあるのですが、その場合に、境界に面している、例えば1メートルぐらいの幅の登山道が指定された場合は、扱いがいわゆる公衆道路になってしまうのかどうか。あるいは、その部分は個人の所有のままで公衆道路になるのかどうか。それによって責任の所在が分からなくなってくるのではないかとか、いろいろな問題があるので、非常にそこは、はい、そうですかとはできませんよという話をしたことがあるのです。そんな動きがあるということで、頭に入れておいていただいたほうがいいのかなと。実際、「登山道法を考える」という本も山と溪谷社のほうから出ておりますので。これはPRではないですけど。今後の問題で、山を抱える側としてはそういう問題が出てくるのかなというふうに思っておりますので、承知していただいたほうがいいかなと。期間の長い話なんですけどね。

【鑑森林課長】 ありがとうございます。注視して、また、国からの情報等も積極的に得ていきたいと思っております。

【木村委員】 国もどちらかというところ、林野庁よりも環境省のほうのmatterが多いような感じがしています。

【鑑森林課長】 分かりました。では、都庁におきましては各局の連携をさらに強めていきたいと思っております。ありがとうございます。

【白石会長】 加用委員、どうぞ。

【加用委員】 どうもありがとうございます。

6ページ目の前計画の計画量のところと、あと、47ページの今計画量のところをちょっと拝見させていただいていたのですけれども、前計画に比べて、例えば5か年で見たときに、主伐が増えて、間伐のほうは減って、その下の人工造林のところを見ると、こちらも前計画よりは増やすような計画になっているかと思うのですが、実際、都としてはどのような政策なりでこのように誘導していくということでしょうか。教えていただけますか。

【鑑森林課長】 今現在の東京都は、主伐、皆伐というか、主伐を中心とした伐採が主でございます。多摩地域に1件市場がございますけれども、そちらに出している材の8割が主伐事業によるものでございます。ただ、まだまだ多摩の山にはたくさん、伐りどきを迎

えたというか、伐らなければならない木がございますので、主伐事業というものを一層進めるということとともに、間伐事業につきましては、先ほど手厚い支援でということをお願いしたのですが、そういったこともしながら、一方で、国の割当てというところもございまして、現状を捉えた前半の5年間の数値ということで書かせていただいております。事業が進むにつれて間伐も進んでいくというふうに期待しているところでございますので、後半に多くしておくほうが東京都としては計画達成については現実的かなというところで、こうした数字の配分になってございます。ですので、主伐事業を進めてまいりますと、必ず植栽ということにもなっておりますので、植栽については伐採を増やすということと連動して、人工造林の植栽、造林面積についても増えているというふうな考え方でございます。

【加用委員】 どうもありがとうございます。

【白石会長】 山下委員、どうぞ。

【山下委員】 今回の点に関連してなんですけれども、ちょっと教えていただきたいのですが、資料2でご説明いただきました森林計画制度の中で、基本的には全国森林計画にのっとるような形で、即して地域森林計画が立てられるという立てつけになっていると思うのですが、今ご説明いただいたような主伐や間伐の事業量、計画量に関しましては、全国森林計画との間、具体的には林野庁との間かと思うのですが、では、どのような形で調整というか、例えば、計画量を前期の計画と比べて今期はこういうふうにしようと思っているみたいなことを、都側から林野庁との間で調整というのはされるのでしょうか。具体的な手続についてちょっと分からないので、教えていただけたらと思うのですが、お願いいたします。

【鑑森林課長】 林野庁から各県に、全国森林計画の目標に基づいて面積が振られていくわけなんですけれども、基本的には、各県は、国が示したものについて受け入れるスタンスというか、姿勢を持っております。ただ、県によっては、例えば災害も多かったり、それぞれの事情もございまして、恐らくやり取りというのはあって、その中で、もっとやれますよという県は増えていくでしょうし、なかなか今は厳しいですというところは減っていくと思います。今回の東京都につきましては、特に林野庁のほうに、減らしてくださいとか、増やしてくださいということのやり取りはしてございません。

【山下委員】 分かりました。ありがとうございます。

【白石会長】 山崎委員、どうぞ。

【山崎委員】 林道のことでお伺いしたいのですけれども、こちらに載っていることはすごくたくさんの部分というか、距離はそんなではないですが、たくさんのところをやるという計画になっているのですけれども、それが現実と伴っていないのではないかなと思う部分と、あとは、これだけやってくれる業者さんがいるのかどうかというところを教えてください。

【鑑森林課長】 林道につきましては、ここの10年間の計画に、基本的には林道全数を入れておく必要がございます。というのも、当然ながら、山崎委員がおっしゃったように、集中的に各年で、計画というのは個別で林道事業のほうで立ててございますけれども、地域森林計画においては全路線を入れておかないと、例えば何か災害があったときに、この計画書（案）に入れていないと、実際に手続をするために予算を獲得したりということがなかなか苦しくなってくるので、役所事で大変恐縮なんですけど、こちらの地域森林計画区域には、それぞれ距離は短く載ってございますけれども、全て入れていくということでこれまで掲載はしております。

【山崎委員】 ありがとうございます。

【白石会長】 林道に関しては、地域森林計画に載せて、市町村森林整備計画に載せないと、多分予算がつかないというような構造になっているのだと思います。森林計画制度の立てつけを見ましても、一番上から「即して」というふうにして、これは全部数字なんです。ここで全体の地域森林計画が決まって、市町村には「適合して」というような文言で定性的になるのですけれども、その中で市町村が多分手を挙げて特別な整備をしていくということになるのではないかと思います。

【山崎委員】 ありがとうございます。

【鑑森林課長】 すみません。もう1つの質問にお答えできておりませんでした。現実の計画というところでお話があったと思うのですけれども、都としても林道の重要性ということはもちろん認識しておりまして、主伐事業をこれだけ進めている中では、しっかり基盤整備というものをしていかなければならないと。我々としては、今ある既存の林道を考えたときに、できるだけ集約、あるいは収穫ができるような林道を選んで、集中的に、今問題になっている老朽化した橋ですとか、あと、トラックが大型化していたり、機械が大型化しているので、そうした車両がしっかり安全に通行できるようなカーブの修正ですとか、あるいは、伐採を進めていくのに、仮に丸太を置くような土場ですとか、そうした整備もしっかり見据えまして、直近の計画は林道事業のほうでしっかり立てさせていただき

ますので、よろしくお願いいたします。

【山崎委員】 期待しています。

【木村委員】 大いに期待しています。

【白石会長】 師岡委員、どうぞ。

【師岡委員】 奥多摩町の師岡でございます。冒頭、榎園農林水産部長からクマのことについてのお話を頂きました。鳥獣害については、環境局を通じて様々な形で、今、いろいろなお願いをしておりますが、今回、林業就業者の労働環境という観点から、ここに記載をするという方向性を今頂きまして、ありがとうございます。森林を守るということと、それから、これからこういう生態系のバランスを保つために、造林も含めて、我々はしっかりとこれから向かっていかなければいけないというふうに考えておりますので、その辺りはまた、環境局と共によろしくお願いいたしますというふうに思います。

それから、また林道が出てきてしまいますけども、やっぱり、急峻な山を持つ市町村にとっては命綱でございますので、何かがあったときに、もちろん仕事を發揮していただきますが、常に我々とキャッチボールをしながら対策に応じていただければ大変ありがたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【鑑森林課長】 もちろんしっかりやらせていただきますので、至らない部分は厳しくご指摘していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【白石会長】 園原委員、どうぞ。

【事務局】 園原委員、マイクは入っていますか。

【鑑森林課長】 園原委員、マイクの音声はこちらに届いておりません。

園原委員、すみません。お手数ですが、チャットとかでも大丈夫でしょうか。

【事務局】 先にほかの方の質問をお願いします。

【白石会長】 私から1つお伺いいたします。先ほど、事業が主伐、皆伐に移りつつあるというお話だったのですが、全国的に見ますと、8万ヘクタールの皆伐をして、2.5万ヘクタールから3万ヘクタールしか再造林されていないという問題が各地で起こっております。東京都の場合には花粉事業でかなりリカバーされているのだと思いますけれども、その辺で、花粉だけでもいけるのか、あるいは、そのほかの分について何がしかの再造林を担保する手段が確保されているのか、その辺りをちょっと教えてください。

【鑑森林課長】 東京都は、先ほど申し上げたとおり、平成18年度から花粉発生源対策として主伐事業を開始しているところでございますけれども、再造林率は100%ですので、

伐ったところは基本的には植えると。ただ、伐ったら岩盤だったとかいうところには植えられないですけども、基本的には伐ったところに、植えられるところは全て植えていくということでやっております。植える際には、花粉発生源対策でやっておりますので、花粉の少ない苗木、あるいは、森林所有者様のご意向によっては幾ばくか広葉樹も植えているところがございます。

【白石会長】 ありがとうございます。

【事務局】 まだ入力中です。

【山崎委員】 白石会長の今の質問の関連なんですけど、皆伐した後に植えても、結構シカとかが出て、そこをやり直す、柵をつけるとか、コストが上がって、もしうちの山だったら嫌だなというも思うのですが、その辺はいかがですか。必ず植え直しをしているじゃないですか、いろいろなところで。植林をしても、全然駄目だから、シカに食べられてしまったからもう一回植えますとか、柵をつけますみたいな、ちょっとコストがアップしているような感じがするんですけど、その辺は許容範囲なんでしょうか。

【鑑森林課長】 我々東京都は政策として、やはり、戦後の拡大造林で、当時はスギ、ヒノキというものが重宝されて、全国的に植えられたところなんですけれども、現に都民の2人に1人が花粉症を患っていらっしゃるということで、政策としてしっかり、花粉を出す針葉樹は伐って、出さない苗木に植え替える、あるいは広葉樹に植え替えるということとでしております。ですので、実際に現場に入るのは公益財団法人のほうで、所有者さんと調整をしながら、ご意見を聞きながら事業を進めているところがございますけれども、基本は、お金がかかろうとも、花粉を少なくして、森林の循環をしっかりと促進して、山林の持つ公益機能を発揮させる、それが都民の皆様にとしっかりと還元できていくということとで事業を進めてございますので、今のところはこれをしっかりと進めていくのだということとを、また別で都民の皆様にも共有して、広報もさせていただきながら進めていきたいと思っております。

【山崎委員】 ありがとうございます。

【白石会長】 吉本委員、ご発言をお願いします。

【吉本委員】 今のことに関連する質問なんですけども、実は、クマとかシカの関係の被害が非常に大きいと思います。そして、山に行ってみますと、本当に伐採されたところが枯山（からやま）になっているところが結構ありますので、この計画の中では、環境局のほうの管轄だと思いますけども、どこかの項目の中にシカとか、クマの被害の関係の項

目を作っていたら、これについては駆除をしていくのだというふうな形で、そして森林を守るというふうな項目を作っていたら、どこかに記載をしていただけたらなと思っております。

以上です。

**【鑑森林課長】** ありがとうございます。項目といたしましては、ちょっとご説明が不十分だったかもしれませんが、シカのことについては42ページに、こちらの「多摩地域森林計画書（案）」の中ではこういう書き方をさせていただいており、鳥獣害の防止に関する事項ということで書いております。個別の捕獲による個体数の削減みたいところは、環境局のシカ管理計画ですとか、あるいは、我々産業労働局の獣害対策の基本の計画等がございますので、そちらにしっかり記載をさせていただければと存じます。また、今回の計画書につきまして、より盛り込んだほうがよいという委員の皆様からのご意見がもしございましたら、そちらについては検討させていただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

**【吉本委員】** 了解しました。

**【鑑森林課長】** 園原委員のチャットを読んでもらっていいですか。

**【事務局】** 「ナラ枯れの件ですが、神奈川県は被害がピークを過ぎており、東京都も同様と思います。防除の対策だけでなく、被害後の更新など、言及もあってよいと思います。ほかの自治体だと、ナラ林の若返りなどについても記載があります。町なかの森林ということで、倒木被害などを防ぐ対策や、被害後の指針もあるとよいと思いました。」

**【鑑森林課長】** 園原委員、ご意見ありがとうございます。ナラ枯れにつきましては、確かに、都内の場合は、最初は都市公園を中心に広がってまいりまして、今では山のほうも枯れている木が目立つかなというところがございます。すみません、縦割りみたいな言い訳で大変恐縮なんですけれども、森林病虫害につきましては都の環境局がメインになっておりまして、今、進めているところがございます。そうした広葉樹の管理について次期計画の中で盛り込むか否かというところは、また先生たちにもご相談をさせて頂きつつ、環境局のほうでも計画を立てていると思いますので、また調整しながら、内容について考えさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**【事務局】** 「ありがとうございます」と書いてあります。

**【白石会長】** 委員の皆さんから、ほかにご意見、ご質問はございませんか。よろしいですか。

活発なご発言をありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問が出ておらないようですので、本議案の諮問に係る地域森林計画、多摩地域森林計画の樹立については原案どおり許可したいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【白石会長】 ありがとうございます。

ただいま追加的にこの場でいろいろご意見、ご質問が出たのですけれども、特にこちらの本文の変更はないということですよね。

【鑑森林課長】 はい。

【白石会長】 それでは、以上をもちまして本日の諮問案件の審議は終了いたしました。

それでは、答申文の作成を行います。今、対面形式で出席の方にはお手元に、オンライン会議で出席の方にはメールで答申（案）をお送りしておりますので、ご確認ください。共有画面にも表示しております。皆様、ご覧になれましたでしょうか。

〔答申（案）メール送付・配付、確認〕

【白石会長】 では、事務局から答申（案）の説明をお願いいたします。

【鑑森林課長】 オンラインの共有は大丈夫ですか。

【事務局】 はい、共有されました。

【鑑森林課長】 オンラインで参加の委員の皆様、共有されたと思いますが、ご覧になれているでしょうか。

大丈夫そうですので、答申（案）の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。オンラインの方は画面、対面の方はお手元の資料をご覧ください。

(案)

7 東森審第 1 号

答申書

東京都知事 小池百合子 殿

令和 7 年 12 月 4 日付 7 産労農森第 1110 号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

令和 7 年 12 月 18 日

東京都森林審議会会長

記

地域森林計画の樹立（多摩地域森林計画）については、案のとおり承認する。

以上でございます。

【白石会長】 ただいまの答申（案）についての決定を採りたいと思います。

まず、本議案について、答申（案）のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【白石会長】 ご賛同が得られましたので、本議案の答申は案のとおり決定いたします。

以上で答申を決定いたしましたので、お手元の答申書に「（案）」と書いてございますが、「（案）」の取れたものを答申といたします。

本日の審議会日程は全て終了いたしました。委員の皆様方には、議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局に司会をお返しいたします。

【光辻統括課長代理】 白石会長、どうもありがとうございます。委員の皆様も、ご審議いただき誠にありがとうございます。

これをもちまして本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時25分閉会